

第六十回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 四 号

昭和四十三年十二月二十日(金曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事 大竹 太郎君

理事 高橋 英吉君

理事 濱野 清吾君

理事 鍛冶 良作君

理事 瀬戸山三男君

理事 渡海元三郎君

理事 水野 清君

理事 岡澤 完治君

理事 松本 善明君

理事 田中伊三次君

理事 中垣 國男君

理事 神近 市子君

理事 進藤 一馬君

理事 塚田 徹君

理事 三原 朝雄君

理事 中谷 鉄也君

理事 山田 太郎君

理事 西郷吉之助君

理事 小澤 太郎君

理事 太田 辰三郎君

理事 辻 辰三郎君

理事 岸 盛一君

理事 矢崎 憲正君

理事 福田 忠義君

理事 最高裁判所事務

局長 岸 盛一君

理事 最高裁判所事務

局長 岸 盛一君

理事 最高裁判所事務

局長 岸 盛一君

理事 最高裁判所事務

局長 岸 盛一君

理事 最高裁判所事務

局長 岸 盛一君

理事 最高裁判所事務

局長 岸 盛一君

一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

閉会中審査に関する件

請願

一 刑法の一部(姦淫罪)改正に関する請願

(柳田秀一君紹介(第三五二号))

○永田委員長 これより会議を開きます。

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を議題として、審査を進めます。

両案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○永田委員長 御異議なしと認めます。よって、両案に対する質疑は終了いたしました。

○永田委員長 ただいま委員長の手元に大竹太郎君外三名から、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党の四派共同提出にかかる裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案がそれぞれ提出されております。まず、両修正案について提出者に趣旨の説明を求めます。大竹太郎君。

○大竹委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派を代表して、両法案について修正案を提出したいと存じます。

まず、両法案の修正案を読み上げます。

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

第二条のうち、附則第二項及び第三項の改正規定中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

附則中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

第二条のうち、附則第二項及び第三項の改正規定中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

附則中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

○永田委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を求めます。西郷法務大臣。

○西郷国務大臣 ただいま御提出のありました裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する各修正案につきまして

は、院議として御決定される以上、政府はこれを尊重する所存でございます。

○永田委員長 これより両案及び両案に対する修正案について討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

初めに、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、修正部分を除いた原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○永田委員長 起立多数。よって、本案は修正案のとおり修正議決いたしました。

○永田委員長 次に、おはかりいたします。

○永田委員長 起立多数。よって、本案は修正案のとおり修正議決いたしました。

○永田委員長 起立多数。よって、本案は修正案のとおり修正議決いたしました。

○永田委員長 起立多数。よって、本案は修正案のとおり修正議決いたしました。

○永田委員長 起立多数。よって、本案は修正案のとおり修正議決いたしました。

ただいま修正議決いたしました両案に関する委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○永田委員長 ただいま議決いたしました両案に対して、大竹太郎君外三名から、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者に趣旨の説明を求めます。神近市子君。

○神近委員 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

政府は、人事院勧告制度の本旨を尊重することとはもとより、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性にかんがみ独自の給与体系を樹立し、その優遇策をはかるべきである。特に定員の充足すら困難な憂慮すべき実情に於ては、当面の措置としてその給与の改善について一層努力すべきである。

右決議する。

御承知のように、人事院勧告制度の趣旨に基づきまして、本国会に一般の政府職員給与を改善する法律案が提出されておまして、それにならぬとして両法案は裁判官、検察官の給与を改善しようとするものであります。であるのに、政府はまだ人事院勧告の完全実施を行っていない実情でありますので、人事院勧告制度の本旨に基づいて、これが完全実施をすべきであると考えるのであります。

また、臨時司法制度調査会の答申にもあり、本

昭和四十三年十二月二十六日印刷

委員会においてもたびたび裁判官、検察官の職務と責任にかんがみ、それにふさわしい給与体制をつくるよう指摘しているものであり、また定員の充足がなかなか困難であるという実情にかんがみ、改善についてもなお一そう努力すべきであります。

以上が、附帯決議の趣旨であります。何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。

○永田委員長 これより本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永田委員長 起立総員。よって、両案に附帯決議を付するに決しました。

ただいまの附帯決議について西郷法務大臣、岸最高裁判所事務総長から発言を求められておりますので、これを許します。

西郷法務大臣。

○西郷國務大臣 政府は、ただいまの附帯決議の御趣旨を十分尊重してまいる所存でございます。

○永田委員長 岸最高裁判所事務総長。

○岸最高裁判所長官代理者 ただいまの裁判官の職責の重大性にかんがみまして、また当委員会におかれて今回並びに従来のたびたびの御理解ある附帯決議の御趣旨にかんがみまして、今後一そう裁判官の優遇策を樹立したい所存でございます。

なお、これと関連いたしました、困難な事件が各裁判所に累積いたしております実情に照らし、有能な裁判官の増員についても鋭意努力いたす所存でございますので、何とぞ力強い御支援をお願い申し上げます。

○永田委員長 次に、閉会中審査に関する件についておはかりいたします。

すなわち、第五十八回国会提出、神近市子君外七名提出の死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案、及び第五十八回国

昭和四十三年十二月二十七日発行

会提出、横山利秋君外七名提出の刑事補償法等の一部を改正する法律案、並びに裁判所の司法行政に関する件、法務行政及び検察行政に関する件、国内治安及び人権擁護に関する件、以上の各案件につきましては、閉会中審査をいたしたいと存じますので、議長に閉会中審査の申し出をいたすことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○永田委員長 これより請願の審査に入ります。今国会において本委員会に付託されました請願は、刑法の一部（姦淫罪）改正に関する請願の一件であります。

本請願の内容については、昨日の理事会で御検討願ったところでありますので、この際、紹介議員よりの説明聴取等は省略し、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

これより採決いたします。

本請願は、採択の上内閣に送付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、ただいま議決いたしました諸題に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○永田委員長 なお、本委員会に参考送付されております陳情書は、恩赦に関する陳情書外一件であります。この際御報告いたしておきます。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十四分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局